

## 第525回鳥取地方最低賃金審議会

1 日 時 令和3年3月18日（木）11時00分～11時40分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

### 【委員】

公益代表委員 岩井委員、植木委員、佐藤委員、中野委員、西村委員

労働者代表委員 河村委員、田中委員、林委員、山崎委員

使用者代表委員 花原委員、平木委員、米原委員

### 【事務局】

鳥取労働局 石田労働局長、高橋労働基準部長、樽見監督課長

久保田賃金室長、西村賃金室長補佐

堀労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 特定（産業別）最低賃金に関する意向表明について

(2) その他

ア 令和3年度の最低賃金審議について

イ 令和3年度事業場視察の実施について

ウ その他

5 資料目次

(1) 令和2年度鳥取地方最低賃金審議会開催実績

(2) 年度別最低賃金改正一覧表

(3) 令和2年度地域別最低賃金時間額答申状況

(4) 令和2年度 特定最低賃金の審議・決定状況

(5) 特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について（電機連合）

- (6) 特定（産業別）最低賃金の改正にかかる意向表明について（U Aゼンセン）
- (7) 意向表明時点における特定（産業別）最低賃金の適用労働者数及び適用使用者数
- (8) 令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
- (9) 鳥取地方最低賃金審議会事業場視察実績

## 6 議事内容

○西村賃金室長補佐 定刻になりましたので、ただいまから第525回鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。

審議に入ります前に、本審議会の成立について確認いたします。

本日欠席と連絡いただきましたのは使用者代表の宮城委員だけです。徳田委員と長屋委員からは事前に欠席するかもしれませんと連絡いただいておりますが、その後は連絡をいただいていません。

現在、委員15名のうち12名の出席が確認されており、成立要件であります全委員の3分の2以上の出席がありますので、成立要件を満たしていることを御報告いたします。

また、本日の審議会は公開の取扱いですので、3月3日から3月16日までの間、公示により募集いたしましたが、傍聴希望者はありませんでした。

それでは、まず初めに、鳥取労働局長より御挨拶いたします。

○石田労働局長 皆様、おはようございます。本日は年度末のお忙しい中、本審議会に御参集を賜り、誠にありがとうございます。

本年度の最低賃金の審議につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、中央最低賃金審議会から引上げの目安が示されない中、会長をはじめ審議会委員の皆様の熱心で真摯な御議論によりまして、おかげさまで鳥取県最低賃金、特定最低賃金とも全会一致で決定した答申をいただいたところでございます。

委員の皆様には多大な御尽力と御協力を賜りまして、厚く感謝を申し上げます。

また、本年度、基礎調査の集計誤りによりまして、委員の皆様には大変な御迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。改めておわび申し上げます。

本日の審議会は、特定最低賃金の改正に関する意向表明、その他、来年度の審議会運営に関して説明等を行いますので、御意見等賜りたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症はいまだ終息が見通せないという状況でございます。そのため、来年度の最低賃金の審議におきましても、委員の皆様には大変な御苦勞をおかけす

るかと思いますが、鳥取労働局におきましても、中小企業、小規模事業者の生産性向上、あるいは下請等中小企業の取引条件の改善を図りますとともに、最低賃金の履行確保にも努めてまいりたいと思います。

また、事務局といたしましても、鳥取地方最低賃金審議会の円滑な運営に向けて努めてまいりたいと思います。

委員の皆様には、令和3年度におきましても今年度と同様、円滑な審議をいただきますよう、ぜひとも御協力をお願いいたしたいと思います。

本日はどうぞよろしく申し上げます。

○西村賃金室長補佐 それでは、今後の審議会の進行を岩井会長をお願いいたします。

○岩井会長 では、皆さん、よろしくをお願いいたします。

最初に、議事録署名についてですが、今日は使用者代表の宮城委員が欠席されておりますので、使用者代表の花原委員に議事録署名をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○花原委員 はい。

○岩井会長 では、それをお願いしたいと思います。

では、議事に入ります前に、資料がありますので、事務局から資料の説明をお願いいたします。

#### [資料説明]

○岩井会長 今の事務局の資料説明について、皆さんの質疑等ございますでしょうか。

特にございませんか。

○田中委員 いいですか。

○岩井会長 はい。

○田中委員 できることなら、3ページあたりを何かグラフ的に表していただくと、今後の見やすい、見える化資料になり、より有効性が発揮できるのではないかと思いますので、努力目標としてちょっと受け止めていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○久保田賃金室長 はい、承知いたしました。次回の資料の参考とさせていただきます。

○岩井会長 では、ほかにはありませんですね。

それでは、続きまして、議事の1、特定（産業別）最低賃金に関する意向表明について、事務局から御説明をお願いいたします。

○久保田賃金室長 それでは、鳥取県特定最低賃金改正の申出の意向表明について御報告をいたします。

特定最低賃金は、最低賃金法第15条第1項におきまして、労働者または使用者を代表する者は、労働局長に対し、最低賃金の決定または改正もしくは廃止の決定をするよう申し出ることができることと規定されております。

その取扱いといたしまして、各年度におきまして、改正の申出を行う業種につきましては、審議会における年間の審議スケジュールの調整等を鑑みまして、おおむね前年度末をめどに労働局長に対して意向の表明をしていただいております。

特定最低賃金の改定等につきましては、その意向の有無を審議会において確認をしていただくこととなっており、その際に局長に対して申出の意向の表明があった者については、審議会に対して報告を行うこととなっております。

今回の審議会におきましては、現在の特定最低賃金の改定はもとより、特定最低賃金の新設等につきましても意向の把握を行わせていただくことで、事務局は新年度以降の準備に入り、改正の必要性の諮問、審議に必要な賃金等の調査を実施いたします。

それでは、資料の15ページを御覧いただきたいと思います。15ページですけれども、まず本年2月4日に、労働者を代表する者として電機連合鳥取地域協議会議長様から鳥取労働局長に対して、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正に関する申出の意向表明がございました。

次に17ページを御覧いただきたいと思います。

同じく本年3月8日に、UAゼンセン鳥取県支部支部長様から鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正の申出の意向表明がありましたので、ここに御報告をさせていただきます。

以上、特定最低賃金改正の申出の意向表明に係る取扱いと、現在までに鳥取労働局長あてに意向表明がありました2業種の特定最低賃金について御報告をさせていただきました。

この御報告をさせていただきました2件の意向表明の確認と、新設及び廃止の申出の意向がありますかどうか御確認をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○岩井会長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明に対しての質問ですが、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいま説明がありました、現在提出されている特定産業別最低賃金は二つ

ですけれども、この特定最低賃金以外について、新設等に係る意見がありますでしょうか。

労働者側、ありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

では、特にないということによろしいですかね。

それでは、意向表明が出されている2件の特定最低賃金について、今後の予定等を事務局より説明をお願いいたします。

○久保田賃金室長 では、今後の予定等でございますけれども、二つの特定最低賃金につきましては、最低賃金基礎調査等、所要の進めを進めます。改正の申出につきましては、今年度は申出書を7月14日に提出をいただきましたけれども、申出書の審査をする時間を確保させていただくことと、その後の審議会と専門部会を円滑に進めていくため、来年度におきましてもこの同時期もしくは前倒しの提出をお願いすることになるかと思っておりますので、準備の方をよろしくをお願いいたします。

では、次に資料の19ページをお願いいたします。

資料の19ページに意向表明のありました2業種、特定最低賃金の改正の申出の際の基にさせていただく適用労働者数と適用使用者数をお示ししております。括弧内が2年度の数値となっております。

まず、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業につきましては、総務省の経済センサスを基に、経済センサスにつきましては、次回が令和3年度実施予定となっておりますが、今回は平成28年経済センサスの結果を基に算出しております。

28年センサスは、28年6月1日現在の民営事業に関する調査でありまして、その調査結果を基に、それ以降に把握をしました労働保険の事務の関係から廃止の事業所数、労働者数、また最低賃金に関する基礎調査票の集計時に把握をしました産業分類を変更した事業所の増減の調整を行い、また令和2年度最低賃金に関する基礎調査結果における適用除外者の割合を基に、適用除外となる労働者の推計値を算出いたしまして、それを除いた数値を適用労働者数としております。

もう一度繰り返しますが、経済センサスの数値を基に、廃止となったところを引き、新規成立のところを足し、そして基礎調査結果から適用除外となる労働者の方の推計値を出しまして、それを基にこの数字を算出しております。

各種商品小売業につきましては、全数調査を行っておりますので、令和2年度の最低賃金基礎調査結果を基に、この数値とさせていただきます。

この適用労働者数につきまして、この令和3年度の特定期最低賃金の改正の申出に当たっての要件を判断する基準ということになりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○岩井会長 基準の2ですね。すみません、括弧内が昨年度というのは、これは、これが令和2年度ですか。

○久保田賃金室長 はい、そうです。

○岩井会長 令和2年で、こっちが今年度のデータの。

○久保田賃金室長 はい。令和3年度で使用していただく数値が8, 214。

前年度のときは、この括弧にある数字でございました。

○岩井会長 かなり増えている。

○花原委員 550人ぐらい増えるような形になるんですけども、ただ数字のあやですか、これは。

○久保田賃金室長 これにつきましては、先ほど申しましたデータと調査結果を基に算出をしております、ちなみに平成30年度のときは8, 356人、各種商品小売業も1, 545人というような数字の算出となっております、経済センサスがまず基になって、廃止となった事業所、新規、そして基礎調査結果で適用除外となる方、年齢別とか業務によって適用除外となる方を推計しておりますので、その調査結果につきましては、電話の確認ではありますけれども、1件1件確認をいたしまして、適用の対象となる方が除外となる方かということは確認をしておりますので、それを基にして復元をして数値を出して、こういった数字が出たということになっております。

○岩井会長 はい、分かりました。

そのほかに。

はい、どうぞ。

○田中委員 先ほどの室長の日程感の説明の中で、例年7月末に申出を行っていますが、審査に時間がかかるので早く出してほしいという要望がありました。本音のところは、オリンピックがあるから日程が早まるから早く出してほしいということだと勝手に思っていますけれども、その話は後ほどあるんだろうと思いますが、出す方からすれば、いつまでに出してほしいという具体的な日程を提示していただいたらと思います。

今までだったら7月末に出して受理されとるわけですから、7月末に出したら良いと思うんですけども、先ほど曖昧に審議に時間がかかるので早めに出してくださいというよ

うな発言をされたので、これは6月末までに出してくださいとか具体的に言っていたか  
ないと、こちらも準備があるわけですから、その辺を明確にさせていただきたいと思  
います。

○岩井会長 事務局、よろしいですか。

目安としては、また労働者側の方に伝えていただけますか。今すぐの即答は難し  
いと思うので。

○久保田賃金室長 はい。基本といたしましては、今年度7月14日に御提出いた  
だきまして、審議会を7月28日に開催をさせていただいております。できましたら  
それぐらいの日程は確保させていただければというふうに思いますが、具体的に  
何日というところは、また改めて御連絡をさせていただくということをお願い  
できませんでしょうか。

○岩井会長 よろしいですか。

○河村委員 よろしくないです。ちょっと発言させていただきますけども、日程を  
早めるという話と、この適用労働者数が542人増えているというのが、正直  
ちょっと困ったなというのが印象です。

毎年、申出に必要な3分の1を確保するためかなり駆けずり回っています。

組織内だけでは確保ができないので、かなりいろんな企業を訪問しながら、  
御理解をいただきながらというような取組をさせていただいています。

それに加えて、地方の最低賃金、これ上がってきていますし、特定最低賃金も  
徐々にありますけども上がってきています。

こういったところで、どういうことが起こっているかということ、企業内での  
労使の協定金額が、やっぱり上げ幅を見ると、それを申出の中に入れることが  
できない企業もこれから出てくるわけですね。

そういったところからすると、非常に3分の1を確保するというのは至難の業  
なんです。

そういったところも御理解をいただきながら、適用労働者数のところも私  
の感覚的に542人も本当に増えとんだらうかという思いが正直あります。

この3分の1を確保するベース、母数になるのは、残念ながらそうはいても  
8,214人ということになってしまいますので、できれば、毎年これはお願い  
しているかもしれませんが、この適用労働者数の精度を上げていただきたい  
ということ、これもちょっと併せてお願いをしておきたいというふうに思  
います。以上です。

○久保田賃金室長 ありがとうございます。

私もこの資料が出まして、この人数が変わっておりましたので、再度この統計結果等については確認をいたしました。こういった数値結果となっておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

精度を上げるということについては、当然また引き続き、事務局はやっていきたいと思っております。

○岩井会長 使用者側の委員の方で。

どうぞ。

○林委員 関連して確認なんですけど、労働者数のところはセンサスみたいな話があって、使用者数の確認というのは、各種商品小売業、減っているんですけど、これは使用者に確認したところ、うちはもう今年は何種商品小売で登録してないとか、そういう話なんですか。

○久保田賃金室長 これにつきましては、いわゆる衣食住を全て扱うというところが各種商品小売業ですけれども、同じショッピングモールというんでしょうか、そういった中で食料品について別の業者が営業されるようになったと。そういった事情がありまして、それを扱われなくなったので、この業種からは外れたということでございます。

○岩井会長 ほかにありますか。

では、この説明については以上でよろしいでしょうか。

それでは、この議事の1の特定最低賃金に関する意向表明についてはこれで終わります。次の議事の2のその他です。

令和3年度の最低賃金審議について、事務局からの説明をお願いしたいと思います。

○久保田賃金室長 では、令和3年度の最低賃金審議会につきましては、年間スケジュールといたしましては、最初に御覧いただきました資料1ページの令和2年度の開催実績と同様の計画になるかと思っておりますけれども、資料の21ページ以降に令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表が厚生労働省から示されております。

21ページの方をお願いいたします。21ページ右側が発効日ですけれども、上から5段目に10月1日とありますけれども、例えば地域別最低賃金につきましては、10月1日の発効というためには、異議申出の手続ですとか官報公示手続のために、8月5日までに答申決議いただくということが必要となります。

また、特定最低賃金につきましては、23ページをお願いいたします。

23ページの例えばということで御覧いただきますと、一番下、12月15日発効と

いう場合には、10月14日答申が最短の日程というふうになります。以上でございます。

○岩井会長 この日程につきましていかがでしょうか。御質問等ございますか。

○田中委員 これは法にのっとった日程ですよ。毎年変わる、あんまり変わらんとおもいますけど。

○久保田賃金室長 毎年出ております。

○田中委員 大体8月5日が10月1日発効のリミットだと認識しておりますので、別に真新しい情報ではないような気がしますけど、何か特別にあるというのは、やっぱりオリンピックがあるんですか。

○久保田賃金室長 このカレンダーは今年のカレンダーで作ってありまして、日によって最短日が何日というのが、日曜日に当たったりすると審議会は開催しませんので、実質その前の金曜日までにやらないといけないとか、そういったことを御覧いただくためにこちらに出しております。以上でございます。

○岩井会長 オリンピックの影響は大丈夫ですかね。

では、日程についてはいいとして、その次、その他のイです。令和3年度の事業場視察の実施についてです。

事務局の方から御説明をお願いいたします。

○久保田賃金室長 それでは、資料の25ページをお願いいたします。

これまでの事業場視察の実績についてお示しをしております。

昨年度はコロナの影響により実施できませんでしたけれども、過去御参加の委員からは御好評をいただいております。

コロナの終息の見通しが立たない状況でありまして、今後の状況によりということになるかとは思いますが、来年度実施予定として検討はさせていただければと考えておりまして、委員の皆様から希望の業種ですとか、また実施の時期などについて御意見をお願いできたらと思います。

過去の実績につきましては25ページ、御覧のとおりでございます。業種ですとか規模ですとか、御覧いただいたとおりですけれども、日程のところを参考までに補足いたしますと、29年度のときは7月31日午前中に視察をしていただいて、午後、本審第1回専門部会ということで、一日で大変御苦勞をおかけしたと思っております。

30年度、元年度につきましては、1回目の本審と2回目の目安伝達を行う前の間に、この事業場視察を行っていただきました。おおむね1時間程度で、事業場の視察と事業場

の説明並びに委員からの質問を終えています。

以上でございます。御意見等、賜ればと思います。

○岩井会長 ただいま事務局より説明がございましたが、確かに新型コロナウイルスの状況がどうなるか、最近ちょっとまた増える気配もありますけども、地方においては、鳥取や島根は一応ゼロに抑えているというような事情もありますので、非常に不明であります。

そこで、一応この事業場視察の意義というものを考えて、実施する予定で検討していくということよろしいでしょうか。

○田中委員 ちょっといいですか。

○岩井会長 はい。

○田中委員 その上でちょっと提案をさせていただきますけども、私も記憶が残っているのは平成30年の消防車を造るところと、お茶とか健康食品のところに行かせていただきました。

非常に自分自身経験したことのない業種で非常に興味もあって、それなりに習得するものがあつたんですけども、一つ、やっぱり最低賃金とどうリンクしとるかというのが、結びつけるのが苦しかったなという思いを持っております、ちょっと会社が大き過ぎて、100人ぐらいの企業でしたから。

そういう意味では、今日、平木委員がいらっしゃいますけども、平木委員は社長として経営努力をかなりされております。社員も非常に大切にされております。

もちろん最低賃金以上に給料も払っております。

そういうやっぱり、また手作業が多い業種、また、さっき言っていました電機関係のバリュー作成、一つの提案として、平木委員が許していただけるんなら、平木委員のところを見せていただくと、非常に有意義な視察が私はできるんじゃないかなと思っておりますので、事務局にひとつ提案をさせていただきます。以上です。

○岩井会長 今の提案検討していただくということで。平木委員、どうですか。

○平木委員 ありがとうございます。そう言っただけなのはありがたいんですが、うちよりも鳥取に富士電機の直営で、勝英産業という会社がありまして、うちよりも幅広く、従業員さんも80人、90人ぐらいおられて、立派な工場ですので、そちらを見られた方が。うちはちょっとぎりぎり、30人、35人ぐらいでぎりぎりやっつものですので、（「ぜひとも」と呼ぶ者あり）そうですね、タイミングによっては、設備産業

ですので、仕事があるときとないときで全然違うんです。あるときは工場内にばあっと並んでいますけど、ないときは閑散としとるとかね。

○田中委員 あるとき行きます。

○岩井会長 時期とか事業者の選考につきましては。

○田中委員 一つの選択肢として。

○岩井会長 一応、最低賃金という意義も考えて、また事務局が検討して選択していただければと思います。

ほかに御意見、御要望はございますか。

では、一応御意見、御要望を承りましたので、今の意見を反映した形で事務局に選択は一任したいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きましては、その他のウですね。

その他のその他になりますけど、事務局から何かございますでしょうか。

○西村賃金室長補佐 いえ、特にはございません。

○岩井会長 そうしますと、本日予定した議事はこれにて終了いたします。

ほかに委員の方々から何か発言がありましたらお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

特にございませんか。

第55期鳥取地方最低賃金審議会の任期、この3月末で終了となります。本日、最低賃金審議会、令和2年度最後の審議会となりますので、挨拶をいたしたいと思います。

特に私の場合、私はこれで終わるわけですが、自分の専門としては憲法をずっと教えてきました。それともう一方のところで、経営実務法学という分野を担っておりました。

それから、若い頃社会政策というのを十何年間勉強しておりましたので、非常にこの会議というのはそれを反映する形で、非常に私にとって有意義な学びの場でもありました。

1年間いろいろ、私3期6年やりましたですけど、非常に有意義な勉強の場を与えていただいたと思って感謝しております。

特に事務局、それから労働者側委員、それから使用者側委員、今年は全会一致の結論を得ることができて、非常に運営がうまくいったということで感謝しております。

以上で本会、本日の審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。